

***** 必ずお読みください。*****

アメリカ入国に際してのご案内

(アメリカ本土・ハワイへ渡航される方、及びアメリカ本土にて乗り継ぎされるお客様が対象となります。)

この度は、当社ツアーにお申込いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、今回のツアーでは、アメリカ入国に際し、ESTAの手続きが事前に必要となります。当社では、ESTAの手続き代行を下記の通りご案内させていただきます。内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

ESTA(電子渡航認証システム=Electronic System for Travel Authorization)とは・・・

* 米国に到着する渡航者は、渡航前に米国当局へ事前にインターネットを通じてESTA認証を取得することが義務付けられております。短期商用・観光目的で渡米する日本を含むビザ認証プログラム(VWP)加入国の査証(ビザ)なし渡航者はすべて対象となります。

* 渡航目的に見合った査証(ビザ)を所持している場合は、ESTAは必要ありません。

* 一度認証されると2年間(ただし2年以内にパスポートの期限が切れる場合は、パスポートの有効期限日まで)有効となり、その期間内は査証免除の対象となる渡航であれば、何度でも米国への渡航が可能です。

パスポートを新規・更新され、ESTAを再申請する場合は有料となります。

(注)パスポートのお名前を改姓した場合等は、ESTAは再申請となり有料になりますのでご注意ください。

* 米国に渡航する資格があることを証明しますが、米国への入国が認められることを保証するものではありません。米国に到着すると、入国地で税関国境警備局審査官の審査を受けます。ビザ免除プログラムに基づき、または米国法による何らかの理由で入国資格がないと判定されることもあります。

* 国籍によりESTA認証取得ができない国がございます。外国籍の方は、別途お問合せください。

●ESTA取得代行料金:

* 取得実費料金 お一人様につき\$14(申請月の前々月最終水曜のIATA公示レートにて換算いたします。)

(注)2010年9月8日申請分より、有料化となりました。

* 取得手続代行料金 お一人様につき¥5,000(消費税別)

●当社に取得代行を依頼される場合は下記書類をご提出ください。

① 旅券(パスポート)のコピー

旅券(パスポート)の氏名・番号・写真の明記されているページをコピーしていただき、裏面左ページに貼付し海外旅行参加申込書と一緒にご返送願います。

② ESTA取得のための申請者情報(右ページ)(お手数ですが右ページを切り取り、ご返送ください。)

ご記入いただきましたお客様の個人情報、ESTA取得の為に、利用いたします。米国CBP(税関国境警備局)へ提供いたしますので、同意の上ご記入ください。また当社では、ESTA取得の際に問題が生じるケースに対応するため個人情報取得後、2年間保管し、その後はシュレッダー又は溶解で廃棄処分いたします。

* ご提出書類は、海外旅行参加申込書と一緒にご返送願います。質問書記入不備の場合、ESTAの手配代行を行えない場合もございますので、ご了承ください。また、ご出発2週間前以降に到着しました書類に関しましてはお受けできかねますので、ご注意ください。

* 旅行当日、空港にて渡航認証許可(申請番号、有効期限明記)をお渡しいたします。

* ESTA取得手続完了後のご旅行お取消の際は、ESTA取得実費料金・渡航手続代行料金はご返金できませんので、ご了承ください。

* 認証が拒否された場合は、最寄りの米国大使館・総領事館で査証申請を行う必要があります。その際、ESTA取得実費料金・渡航手続代行料金はご返金できませんので、ご了承ください。

●ご自身でESTAを取得される場合は、ご出発の72時間前までに下記アドレスより取得ください。

電子渡航認証システム(ESTA、エスタ)のウェブアドレスよりアクセスできます。なお、ESTAに関するお問合わせは、米国大使館又は米国国土安全保障省(DHS)のホームページをご参照ください。

(1)ESTA申請 <https://esta.cbp.dhs.gov>

* ESTA取得料金: \$14

* 支払い方法: 指定クレジットカード(マスターカード・ビザカード・アメリカンエクスプレス・ディスカバー(JCB含む))及びデビットカードのインターネット決済のみ(JCBカードでの支払いは、ディスカバーのアイコンをクリックしJCBカードの情報を入力してください。)

(注)上記クレジットカード・デビットカードをお持ちでない方は第三者名義(ご家族・ご友人等)のクレジットカードでも決済可能です。

(2)ESTA案内

米国大使館 <http://japanese.japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html>

米国国土安全保障省 <http://www.cbp.gov/travel/>

* 当社では、お客様ご自身で取得されたESTAに関しましては、一切責任を負いかねます。

* 当社では、お客様自身で取得される際、パソコンの操作方法に関する電話等によるご質問は、一切受け付けておりませんので、予めご了承ください。

* ESTA取得後、渡航認証許可(申請番号・有効期限等)のコピーにつきましてもご送付いただかなくて、結構でございます。

いずれの場合も、ESTAに関してのトラブル(認証拒否、入国拒否等)によって、当社旅行にご参加いただけなくなった場合は、規定のお取消料を申し受けますので、予めご了承ください。

*** 右ページの「ESTA取得のための申請者情報」及び右ページ裏面の「ESTA取得のための質問書」を必ずご記入ください。**

*** 当社にESTA取得代行をご依頼の方のみご返送ください。**

ESTA取得のための申請者情報

もれのないようご記入いただきますようお願いいたします。

コースNO	お問合せ番号	ご出発日	お名前
-------	--------	------	-----

氏名	(フリガナ)		
	姓		名
出生地	(フリガナ)		
	国名	／ 都・道・府・県	区・市・町・郡

●連絡先、自宅住所(全てご記入ください)

電話番号	- -	自宅住所	(フリガナ)
郵便番号			
自宅住所続き	(フリガナ)		
Eメールアドレス		@	

★上記Eメールアドレスは必須項目です。記載が無い場合申請ができません。

※Eメールをお持ちでない場合は、携帯電話メール及びご家族・ご友人・仕事関係者など連絡が可能なEメールアドレスでも結構です。

●両親名 ※故人および絶縁の場合もご記入ください。

父	(フリガナ)		
	姓		名
母	(フリガナ)		
	姓		名

●緊急連絡先

緊急連絡先 (個人氏名)	(フリガナ)		
電話番号	-	-	
Eメールアドレス		@	

※Eメールが無い・分からない場合は、未記入でも結構です。

●勤務先 ※退職されている場合は前職をご記入ください。

職業 (○で囲む)	在職	退職	自営業	主婦	学生
会社名 (学校名)	(フリガナ)			役職	
住所	(フリガナ)				
	〒			都・道・府・県	
	(フリガナ)				
電話番号	-			-	

電子渡航認証システム(ESTA)は、法施行機関のデータベースとの照合を行います。ビザ免除プログラムを利用して米国に入学するすべての渡航者は、搭乗前にこのシステムを用いて電子渡航認証を取得することが義務付けられています。渡航認証申請が承認されている場合、渡航資格があることが証明されたこととなりますが、ビザ免除プログラムに基づき米国に入学が認められることを証明するものではありません。米国に到着すると、入国地で税関国境警備局審査官の審査を受けることとなりますが、ビザ免除プログラムに基づき、または米国法による何らかの理由で入国拒否と判定されることがあります。

電子渡航認証の資格がないと判定されても、渡米のためのビザ申請ができないということではありません。

あなた自身または第三者の代行者により提供されたすべての情報は、真実、かつ正確なものでなければなりません。電子渡航認証資格に影響を与える新しい情報など、何らかの理由によりいつでも取り消されることがあります。あなた自身または代行者により提出された電子渡航認証申請において故意に重大な偽り、虚偽、または詐欺の供述あるいは表明を行なった場合には、行政処分や刑事処分を受けることがあります。

*** 裏面に必ず旅券(パスポート)コピーを貼付ください。**

*** 裏面の「ESTA取得のための質問書」を必ずご記入ください。**

左ページの「ESTA取得のための質問書」にご記入いただく際によくある質問

米国国土安全保障省(Department of Homeland Security)「電子渡航認証システム ウェブページへようこそ」より

欄	説明
<p>1) 身体的あるいは精神的な障害があるか、薬物乱用者あるいは中毒者であるか、現在以下に挙げる疾病のいずれかに罹患していますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟性下疳 ・りん病 ・鼠径部肉芽腫 ・感染性らい病、 ・性病性リンパ肉芽腫 ・感染性梅毒 ・活動性結核症 	<p>疾病 米国の法律では公衆衛生上重要な伝染性疾病として以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟性下疳 ・りん病 ・鼠径部肉芽腫 ・感染性らい病、 ・性病性リンパ肉芽腫 ・感染性梅毒 ・活動性結核症 <p>身体的または精神的障害 身体的または精神的障害に関して以下にあてはまる場合、この質問に「はい」と回答してください。</p> <p>(a) 現在、身体的または精神的な障害を患っており、その障害に関連して自身または他者の所有物、安全、健康に脅威を与える可能性があるか、これまで脅威を与えたことのある行動を起こした経歴がある。あるいは、</p> <p>(b) 過去に身体的または精神的な障害を患っており、その障害に関連して自身または他者の所有物、安全、健康に脅威を与えた行動を起こした経歴があり、その行為は繰り返されるか、その他の危害を及ぼす行為につながる可能性が高い。</p> <p>以下にあてはまる場合、「いいえ」と回答してください。</p> <p>(a) 現在、身体的・精神的な障害は全くない。あるいは、</p> <p>(b) 現在あるいは過去に身体的または精神的な障害を患っている/患っていたが、その障害は自身または他者の所有物、安全、健康に脅威を与える可能性があるかこれまで脅威を与えたような行動には関連していない。あるいは、</p> <p>(c) 現在、身体的または精神的な障害を患っており、障害は行動に関連があるが、当該の行動は自身または他者の所有物、安全、健康にこれまでも現在もこれからも脅威を与えた/与えることはない。あるいは、</p> <p>(d) 過去に身体的あるいは精神的な障害を患っており、その障害は自身または他者の所有物、安全、健康に脅威を与える行動に関連があったが、その行動が繰り返される可能性は低い。</p> <p>薬物乱用者および中毒者 米国法にもとづき、薬物乱用者あるいは中毒者と判断された場合、入国を許可されない場合があります。詳細は米国移民国籍法第212条(a)(1)(A)、合衆国法典第8編 § 第1182条(a)(1)(A)、および連邦規制基準の適用規則をご覧ください。</p>
<p>2) 他者あるいは政府当局に対する重大な器物破損または傷害行為を招いた犯罪で逮捕されたり有罪判決を受けたりしたことがありますか？</p>	<p>この質問は不道徳な行為に関わる犯罪に関するものです。このような犯罪は通常、一般に認められた道徳規範や、人あるいは社会全般への義務に反する本質的に卑劣で下劣で墮落した行為に関与しています。Immigration and Nationality Act(米国移民国籍法)では、犯罪者の年齢または犯罪を犯した日付けなどの要因が、不道徳な行為に関与する犯罪と見なされるか否かに影響することがあります。</p>
<p>3) 違法薬物の所持、使用、流通に関連した法律に違反したことがありますか？</p>	<p>詳細は § Immigration and Nationality Act(米国移民国籍法)第212条(a)(2)、合衆国法典第8編 § 第1182条(a)(2)、 § Immigration and Nationality Act(米国移民国籍法)第101条(a)(43)、合衆国法典第8編 § 第1101条(a)(43)および、Code of Federal Regulations(連邦規制基準)の適用規則をご覧ください。</p>

【重要】

- 1)~8)までの全ての質問に答えなければなりません。
- 1)~8)までの質問のいずれかに「はい」と回答した場合には、米国への入国を拒否される可能性がありますので、渡航前に米国大使館に連絡してください。

旅券(パスポート)コピー貼付用紙

のりしろ のりしろ のりしろ

旅券(パスポート)コピーを貼付する際のお願い

※当社に取得代行依頼される場合、貼付の上ご返送ください。1件につき取得実費料金\$14、取得手続代行料金¥5,000(消費税別)にて手続き代行を行っております。詳しくは「アメリカ入国に際してのご案内」にてご確認ください。

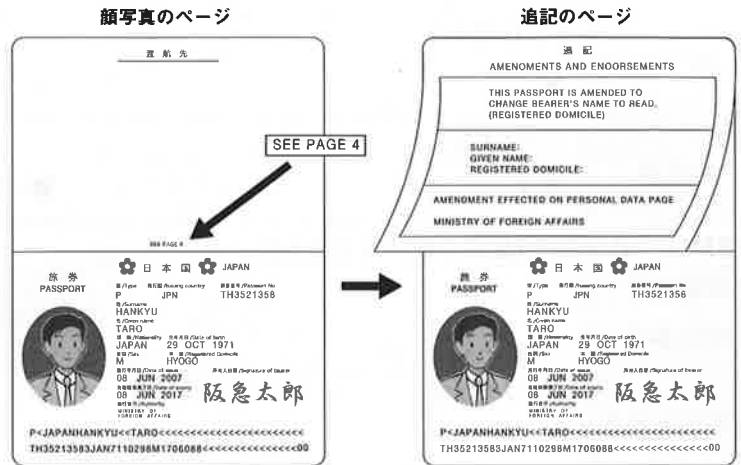
◇旅券(パスポート)の記載内容を変更していないお客様へ

顔写真が写っているページをコピーして、のりしろの部分へお貼りください。

◇旅券(パスポート)の記載内容を変更しているお客様へ

右記の顔写真のページの矢印の部分に「SEE PAGE 4~6」のスタンプが押されております。そのページのコピーを、顔写真のページの上に重ねてお貼りください。

見本



注意：上記見本は、2006年3月20日以降、新たに発行されたICパスポートのもので、それ以前に発行されたパスポートをお持ちの場合、記載ページが異なりますのでご注意ください。

「ESTA取得のための質問書」

右頁の内容を読み、ご理解した上で、下記質問すべてにお答えください(もれのないようご記入いただきますようお願いいたします)。

1) 身体的あるいは精神的な障害があるか、薬物乱用者あるいは中毒者であるか、現在以下に挙げる疾病のいずれかに罹患していますか？ ・軟性下疳 ・りん病 ・鼠径部肉芽腫 ・感染性らい病 ・性病性リンパ肉芽腫 ・感染性梅毒 ・活動性結核症	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2) 他者あるいは政府当局に対する重大な器物破損または傷害行為を招いた犯罪で逮捕されたり有罪判決を受けたりしたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3) 違法薬物の所持、使用、流通に関連した法律に違反したことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4) テロ行為、スパイ活動、破壊工作、大量虐殺に関与するつもりですか？あるいはこれまでに関与したことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5) 自らあるいは、他者が米国査証を入手したり米国に入国したりするために、これまで詐欺を行ったり、自身あるいは他者を偽ったりしたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6) 現在米国において雇用を求めているか、以前に米国政府の事前許可を受けずに米国で雇用されたことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7) 現在または以前に所有した旅券で申請した米国査証が却下されたり、米国への入国が拒否されたり、米国通関手続地で入国申請を撤回されたことがありますか？ [はい]の場合： いつ _____ どこで _____	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8) 米国政府により承認された期間を超えて米国内に滞在したことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※上記のご質問の回答にもれがある場合、ESTAの取得代行を行えない場合がございますので、再度ご確認ください。

権利の放棄:私は、ESTAで取得した渡航認証の期間中、米国税関国境警備局審査官の入国に関する決定に対して審査または不服申立を行う、あるいは亡命の申請事由を除き、ビザ免除プログラムでの入国申請から生じる除外措置について異議を申し立てる権利を放棄する旨の説明を読み、了解しました。左記の権利放棄に加え、ビザ免除プログラムに基づく米国への入国の条件として、私は、米国に到着時の審査において、生体認証識別(指紋や写真など)を提出することにより、米国税関国境警備局審査官の入国に関する決定に対して審査または不服申立を行う、あるいは亡命の申請事由を除き、ビザ免除プログラムによる入国申請から生じる除外措置について異議を申し立てる権利を放棄することが再確認されるものであることに同意します。

●証明:私、申請者は、本申請書のすべての質問事項および記載事項を読み、または代読してもらい、本申請書のすべての質問事項および記載事項を理解したことを証明します。本申請書で記述した回答および内容は、私の知る限り、また信じる限りにおいて真実、かつ正確なものです。

自署

本人署名(14歳以下の方は、親または保護者の方が代筆してください。)

年 月 日

日付

***裏面の「ESTA取得のための申請者情報」を必ずご記入ください。**

2016年2月22日

重 要

米国へ渡航されるお客様へ

(ESTA：電子渡航認証システムにて米国に渡航されるお客様へ)

株式会社 阪急交通社

この度は、弊社募集型企画旅行「e-very・イーベリー」にお申し込み頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、米国は2016年2月18日付けにて「ビザ免除プログラム（ESTA：電子渡航認証システム）渡航制限」の追加を発表致しました。

今回の改定に伴い、下記に該当するお客様は「ビザ免除プログラム（ESTA：電子渡航認証システム）」を利用して渡米することができなくなりました。

- ①免除プログラム参加国の国籍（日本国籍含む）で、2011年3月1日以降にイラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある方
- ②免除プログラム参加国の国籍（日本国籍含む）と、イラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンのいずれかの国籍を有する二重国籍の方
(※二重線で記載の国が、今回新たに対象となった国です。)

上記条件に該当するお客様は、米国大使館・領事館にて通常のビザ申請が必要となりました。

つきましては、お手数ではございますがご参加頂く皆様の過去の渡航歴をご確認のうえ、該当される国に渡航又は滞在されたお客様がいらっしゃる場合は、ご面倒をお掛け致しますが弊社宛に至急ご連絡をくださいませ。

お客様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

【連絡先】株式会社 阪急交通社
イーベリー大阪センター
TEL：06-4795-5880
休日：土・日・祝日